

社会資本総合整備計画
寒川駅周辺地区都市再生整備計画
【平成 21～25 年度】
事後評価方法書

本書は、事後評価の進め方と
実施にあたっての留意事項をとりまとめたものです。

平成 25 年 8 月

神奈川県 寒川町

事後評価スケジュールと目次

事後評価スケジュール		目次
7月	方法書等及び 実施スケジュールの 作成	
8月	事後評価シート作成・修正 原案作成・修正	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の実施成果の評価…………… 2 (2) 実施過程の評価…………… 6 (3) 事後評価シート作成関連事項…………… 7 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事後評価原案の作成…………… 7 2) 事業評価原案に関する 庁内検討及び確認…………… 7 3) 事後評価原案等の公表…………… 7 4) 評価委員会による審議…………… 7 5) 事後評価シートの取りまとめ…………… 7
9月	事業効果の確認 (事業実施状況の確認 事業効果計測、定性 的評価の確認、多面 的効果発現の確認 等) ●庁内検討会開催	
10月	原案公表 10/1～30	
11月	●評価委員会開催	
12月	●国(県)へ提出	
1月	●国(県)へ提出	
2月	国・県等の 指摘事項修正	
3月	結果公表	
翌年度 以降	フォローアップ	

(1) 事業の実施成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1	区画整理区域内新築件数 【従前値：102 件→目標値：182 件】 対応目標 ・ 目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針 1：安全に暮らせるまちづくり)	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ（平成 20 年 11 月時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（土地区画整理区域）内における行為の届け出受付簿から算出。 ・ 従前値は平成 12 年 4 月～平成 20 年 11 月までの建築行為の届出数を集計。 	
④従前値	102 件	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日	
⑥実施主体	寒川駅周辺整備事務所	
⑦データの 計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『従前値』の計測方法と同様の手法により、地区計画区域（土地区画整理区域）内の建築行為の届け出総数を把握する。 	
⑧評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区計画区域（土地区画整理区域）内における、建築行為の届け出総数を集計する。 	
⑨確定／見 込みの別	□	確 定
	●	見 込 み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑩フォローアップ の必要性	●	あ り
	□	な し
⑪計測時期	平成 26 年 6 月	
⑫実施主体	寒川駅周辺整備事務所	
⑬計測手法	土地区画整理区域内における建築行為等の届け出総数を集計する。	

指標 2	公園充足度 【従前値：60%→目標値：87%】	
	対応目標	
	・ 目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針 2：快適にすごせるまちづくり)	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ（平成 20 年 11 月時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	・ 寒川駅周辺地区内において供用（平成 20 年 11 月時点）している、さむかわ中央公園、大塚児童遊園地（公園）、ゲート広場（ポケットパーク・大門踏切側）、寒川新橋公園のそれぞれから、半径 250m の区域でカバーする面積を算出し、寒川駅周辺地区面積との比をもって従前値とした。	
④従前値	60%	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成 25 年 7 月 1 日	
⑥実施主体	都市計画課	
⑦データの 計測手法	・ 『従前値』の計測方法と同様の手法により、公園充足度を把握する。	
⑧評価値の 求め方	・ 従前値計測時の公園に、寒川駅周辺地区内において完成済（平成 25 年 7 月 1 日時点）の公園を加え、半径 250m の区域でカバーする面積を算出し、寒川駅周辺地区面積との比をもって評価値とする。 ・ 当指標に関係する事業はすべて完了していることから、得られる評価値を確定値とする。	
⑨確定／見 込みの別	●	確 定 見 込 み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑩フォローアップ の必要性	●	あ り な し
⑪計測時期	－	
⑫実施主体	－	
⑬計測手法	－	

指標 3	区画整理区域内商業床面積 【従前値：9,600㎡→目標値：13,200㎡】	
	対応目標	
	<ul style="list-style-type: none"> ・目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針3：魅力を楽しめるまちづくり) 	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ（平成20年11月時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画区域（土地区画整理区域）内における行為の届け出受付簿から、商業系の床面積を抽出し算出。 ・従前値は平成12年4月～平成20年11月までの商業系の床面積を集計。 	
④従前値	9,600㎡	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成25年7月1日	
⑥実施主体	寒川駅周辺整備事務所	
⑦データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・『従前値』の計測方法と同様の手法により、地区計画区域（土地区画整理区域）内の商業床面積を把握する。 	
⑧評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画区域（土地区画整理区域）内における、商業系の床面積を抽出し算出。 	
⑨確定／見込みの別		確定
	●	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑩フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑪計測時期	平成26年6月	
⑫実施主体	寒川駅周辺整備事務所	
⑬計測手法	地区計画区域（土地区画整理区域）内における建築行為の届け出受付簿から、商業系の床面積を抽出し算出。	

指標 4	歩行支援施設の整備率【従前値：71%→目標値：100%】	
	対応目標	
	<ul style="list-style-type: none"> ・目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 （整備方針1：安全に暮らせるまちづくり） （整備方針2：快適に過ごせるまちづくり） 	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ（平成20年11月時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川駅から役場、図書館、中央公園にアクセスする道路の歩道整備率を図上計測して従前値とした。 	
④従前値	71%	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
⑤計測時期	平成25年7月1日	
⑥実施主体	道路課、寒川駅周辺整備事務所	
⑦データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> ・『従前値』の計測方法と同様の手法により、歩道整備率を図上計測する。 	
⑧評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川駅から役場、図書館、中央公園にアクセスする道路の歩道整備率を図上計測して評価値とする。 ・当指標に関係する事業はすべて完了していることから、得られる評価値を確定値とする。 	
⑨確定／見込みの別	●	確定
		見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑩フォローアップの必要性		あり
	●	なし
⑪計測時期	—	
⑫実施主体	—	
⑬計測手法	—	

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

その他の数値指標 1	コミュニティバス寒川駅バス停利用者数(1日平均) 対応目標 ・目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 （整備方針1：安全に暮らせるまちづくり） （整備方針2：快適に過ごせるまちづくり）	
記述理由	駅前広場、バスシェルター、エスカレーター・エレベーター整備による、駅の 利便性向上効果をコミュニティバスの利用者数の増加をもって評価する。	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時の最新データ（平成20年度）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	バス運行事業者からコミュニティバスの乗降客数のデータを月ごとに提出してもらい、 そのうちの、寒川駅停留所での乗降客数を毎月合計することで乗降客数の合計を算出 し、それを運行日数で割ることで、寒川駅停留所の年度内1日当たりの平均乗降客数を 算定する。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
④計測時期	平成25年7月1日	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの計測手法	・事前評価時の『従前値』の計測方法と同一とした。	
⑦評価値の求め方	評価時点では平成25年度の寒川駅停留所1日当たりの平均乗降客数が確定していない ため、計測時点まで（平成25年4月1日～6月30日）の年度内3ヶ月間の平均を評価 値（見込み値）とする。	
⑧確定／見込みの別	●	確 定 見 込 み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	●	あ り な し
⑩計測時期	平成26年6月	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	コミュニティバスの寒川駅停留所での、平成25年度の1日当たりの平均乗降客数を 算定する。	

その他の 数値指標 2	寒川駅前公園でのイベント開催数 対応目標 ・目標：安全、快適で魅力あふれる市街地の再生 (整備方針 1：安全に暮らせるまちづくり) (整備方針 2：快適にすごせるまちづくり) (整備方針 3：魅力を楽しめるまちづくり)	
記述理由	街区公園でのイベント開催数の増加をもって、地域活性による快適で魅力的なまちづくりの効果を評価する。	
A：事前評価時の『従前値』について		
①従前値の 基準時点	寒川駅前公園供用年度（平成 22 年 12 月時点）	
②実施主体	都市計画課	
③計測手法	寒川駅前公園の公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。評価時点では平成 25 年 7 月以降に開催予定のイベントを加算した数値を評価値（見込み値）とする。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』について		
④計測時期	平成 25 年 7 月 1 日	
⑤実施主体	都市計画課	
⑥データの 計測手法	・『従前値』の計測方法と同様の手法により、イベント開催数を計測。	
⑦評価値の 求め方	・寒川駅前公園における公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。 ・評価時点では平成 25 年度のイベント開催数が確定しないため、計測時点までの開催数と実施予定のイベント 2 回（寒川みんなの花火、寒川町 PR）の合計をもって評価値（見込み値）とする。	
⑧確定／見 込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップ の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 26 年 6 月	
⑪実施主体	都市計画課	
⑫計測手法	寒川駅前公園の公園内行為許可申請に基づくイベントの年間開催数を計測。	

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認	
A : 実施の有無	
	ア <input type="checkbox"/> 実施した イ <input checked="" type="checkbox"/> 実施しなかった
B : 実施内容	
	—
C : 事後評価時の確認方法	
①時 期	—
②確 認 先	—
③確認方法	—
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認	
A : 実施の有無	
	ア <input checked="" type="checkbox"/> 実施した イ <input type="checkbox"/> 実施しなかった
B : 実施内容	
	住民参加と創意により個性あるまちづくりを進めるため、「寒川駅北口地区まちづくり協議会」を中心に地区の将来像や実現の課題を協議した。
C : 事後評価時の確認方法	
①対 象	まちづくり協議会の活動
②時 期	平成 25 年 7 月
③確 認 先	寒川駅周辺整備事務所
④確認方法	まちづくり協議会事業報告
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	
A : 実施の有無	
	ア <input checked="" type="checkbox"/> 実施した イ <input type="checkbox"/> 実施しなかった
B : 実施内容	
	①「寒川駅北口地区まちづくり協議会」に対し、事務局として人的支援、体制のサポートを行った。 ②寒川駅北口地区商業活性化委員会を中心にイベントなどの展開を検討した。
C : 事後評価時の確認方法	
①対 象	①まちづくり協議会の活動 ②寒川駅北口地区商業活性化委員会
②時 期	平成 25 年 7 月
③確 認 先	①寒川駅周辺整備事務所 ②産業振興課
④確認方法	①まちづくり協議会事業報告 ②会議記録

(3) 事後評価シート作成関連事項

1) 事後評価原案の作成（効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の作成）	
①時期	平成 25 年 8 月
②主体	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）
③内容	企画政策課が主管となり、事業効果の確認、事業効果の発現要因の整理、今後のまちづくり方策案等を取りまとめ、事後評価原案の作成を行う。

2) 事後評価原案に関する庁内検討及び確認	
①時期	平成 25 年 8 月
②主体	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）
③体制	企画政策課が主管となり、事業に関わる全ての課（産業振興課、道路課、都市計画課、寒川駅周辺整備事務所）の担当者及び部課長職による庁内の横断的な組織。
④内容	事後評価原案をもとに、事業効果や今後のまちづくり方策についての確認を行う。

3) 事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時期	平成 25 年 10 月	平成 26 年 3 月
②主体	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）
③公表方法	広報による公表の案内、町HPにおける掲載、企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）窓口等での閲覧。公表期間は 1 ヶ月間。	同左。公表期間は、平成 26 年 4 月から 1 年間の予定

4) 評価委員会による審議	
①時期	平成 25 年 11 月
②主体	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	学識経験のある有識者と本地区の住民・団体代表等（予定）により評価委員会を構成（3 名以上）し、本地区の都市再生整備計画事業に限定した事業評価を行う。委員会の設置は町の要綱による。

5) 事後評価シートの取りまとめ	
①時期	平成 26 年 2 月
②主体	企画政策課（都市再生整備計画事業主管課）
③内容	公表結果及び、評価委員会での審議を踏まえ、最終的な事後評価シートとしてのとりまとめを行う。